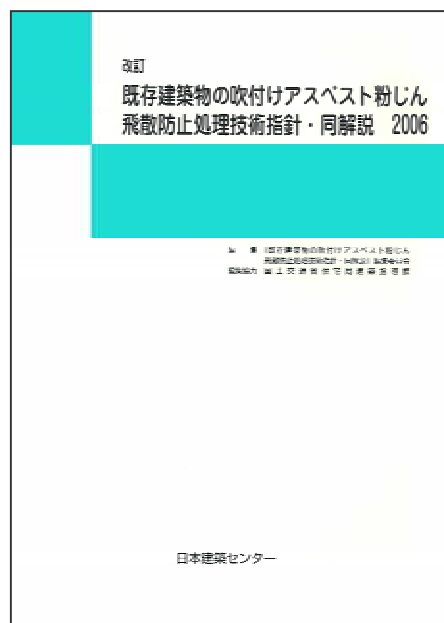


改訂 既存建築物の吹付けアスベスト粉じん 飛散防止処理技術指針・同解説 (2006)



編集協力 国土交通省住宅局建築指導課

編集 「既存建築物の吹付けアスベスト粉じん
飛散防止処理技術指針・同解説」編集委員会

発行日 平成 18 年 9 月 15 日

体裁・頁数 A4 判、157 頁

価格 4,200 円 (税込) *送料実費

問い合わせ先 (財) 日本建築センター 情報事業部
〒105-8438 東京都港区虎ノ門 3-2-2 第 30 森ビル
TEL 03-3432-8156 FAX 03-5472-0302
URL <http://www.bcj.or.jp>

まえがき

平成 17 年から石綿による健康被害に係わる問題が大きな課題となり、平成年 18 年 2 月に「石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止等の一部を改正する法律」が制定されました。また、これにより、平成 18 年 10 月までに施行される改正建築基準法においては、新築時に飛散のおそれのある吹付けアスベスト（石綿。アスベスト含有吹付けロックウールも含む）を使用することが禁止されるとともに、増・改築時には原則として石綿の除去が義務付けられ、また、大規模修繕・模様替え時にも修繕・模様替えの該当部分は石綿を除去することが求められ、工作物も建築物と同様の規制がされます。つまり、アスベスト対策の基本を除去とし、封じ込めや囲い込みの措置を一部で認める内容となっています。さらに、アスベスト含有材料の定義も、アスベストを 0.1 重量%を超えて含む材料と強化されました。

これらの状況・対策を加味しながら、昭和 63 年 6 月に発行した「既存建築物の吹付けアスベストの粉じん飛散防止処理技術指針・同解説」の改訂作業を行ってきました。長期間にわたり多くの方々にご利用されてまいりましたが、昭和 63 年当時の技術的知見に基づきまとめられた指針であったため、現在の状況を踏まえ、特に診断及び診断手法に関する部分を大幅に改訂しました。また、参考資料 1～3 として、パーライト吹付け及びバーミキュライト吹付け、保温材・耐火被覆材・断熱材、アスベスト含有成形材等の処理についての情報を示しました。【中略】

なお、本書は、現時点での情報を基に、できうる限り正確を期して記述するよう努力して作成したものです。今後、各省庁で新たな基準、対策が生じる場合があり、その場合は、新しい基準、対策をご参照いただくようお願いいたします。

平成 18 年 9 月 アスベスト技術指針等検討委員会
委員長 鎌田 元康

目次

第 1 章 総則

1.1 目的 1.2 適用範囲 1.3 用語

第 2 章 基本事項

2.1 概説 2.2 基本方針
2.3 粉じん飛散防止処理の要否の判定
2.4 防・耐火関連規定への適合性

第 3 章 診断及び診断手法

3.1 目的 3.2 診断
3.3 アスベスト有無の診断
3.4 吹付けアスベスト劣化状態等の把握のための診断
3.5 アスベスト飛散防止対策の要否の判定
3.6 維持保全計画書の作成

第 4 章 飛散防止処理工法の選定

4.1 適用範囲 4.2 処理工法の種類
4.3 処理工法の選定方法

第 5 章 飛散防止処理工事

5.1 一般共通事項 5.2 施工体制等
5.3 施工

吹付けアスベスト除去処理工事マニュアル

除去処理工事
封じ込め処理工事
囲い込み処理工事

参考資料 1 パーライト吹付け及びバーミキュライト
(ひる石) 吹付け処理の考え方

参考資料 2 保温材・耐火被覆材・断熱材の処理工事例

参考資料 3 アスベスト含有成形板等の処理工事例

参考資料 4 関連法令等リスト

参考資料 5 建設技術審査証明事業（建築技術）における
吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術に
ついて

参考資料 6 石綿含有建材中の石綿含有率等分析機関一覧